

## 公布された条例のあらまし

### ◇奈良県防災会議等の組織及び運営に関する条例等の一部を改正する条例

#### 1 規定の整理

県に置かれる部の名称及び分掌事務の変更に伴い、関係条例について所要の規定の整理を行うこととした。

- (1) 奈良県防災会議等の組織及び運営に関する条例
- (2) 奈良県地方独立行政法人評価委員会条例
- (3) 奈良県文化財保護審議会条例
- (4) 奈良県いじめ問題再調査委員会条例
- (5) 奈良県いじめ対策連絡協議会条例
- (6) 奈良県青少年問題協議会条例
- (7) 奈良県スポーツ推進審議会条例
- (8) 奈良県生活衛生適正化審議会条例
- (9) 奈良県こども・子育て支援推進会議条例
- (10) 奈良県幼保連携型認定こども園審議会条例
- (11) 奈良県公害紛争処理条例
- (12) 奈良県環境審議会条例
- (13) 奈良県国土利用計画審議会条例
- (14) 奈良県土地利用審査会条例

#### 2 施行期日

令和六年四月一日から施行することとした。

### ◇知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例

#### 1 条文の整備

地方自治法及び地方自治法施行令の改正に伴い、次の条例について、地方自治法及び地方自治法施行令の条項を引用する条文の整備を行うこととした。

- (1) 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
- (2) 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除

に関する条例

(3) 奈良県監査委員条例

(4) 奈良県流域下水道事業の設置等に関する条例

(5) 奈良県水道用水供給事業の設置等に関する条例

2 施行期日

令和六年四月一日から施行することとした。

◇奈良県手数料条例の一部を改正する条例

1 条文の整備

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の改正に伴い、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の題名を引用する条文の整備を行うこととした。

2 施行期日

令和六年四月一日から施行することとした。